

# 新型

# コロナウイルス感染症 関連情報

最新情報はホームページをご覧ください



3月1日(月)から

## 新型コロナワクチン接種に関する相談窓口を開設します

新型コロナワクチン接種に関する問い合わせや相談にお答えするため、下記のとおり相談窓口を開設します。また、接種クーポン券の送付後には、新型コロナワクチン接種の予約受け付けを行う予定です(詳細は決まり次第お知らせします)。

## 尾張旭市新型コロナコールセンター ☎55-0911

開設日	3月1日(月)※接種予約開始日は未定です。
開設時間	午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
業務内容	<p>●<b>新型コロナワクチン接種に関する相談</b> 接種方法、接種会場、健康相談など、新型コロナワクチン接種に関する問い合わせや相談にお答えします</p> <p>●<b>新型コロナワクチン接種の予約(開始時期は未定です)</b> 詳細が決まり次第、広報おわりあさひやホームページなどでお知らせします</p>
その他	電話がつながりにくい場合があります。つながらない場合は、時間を空けてからお掛け直してください

問い合わせ先/保健福祉センター内ワクチン接種推進室 ☎55-6800



令和3年 第1回(2月)

## 市議会臨時会

2月8日に本会議が開催されました。一般会計補正予算案が上程され、慎重な審議の結果、原案どおり可決されました。

### 一般会計予算を補正

一般会計では、歳入歳出それぞれ3,600万円を追加し、総額を355億6,781万3千円としました。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を2,461万5千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金を1,138万5千円追加しました。

歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、コールセンター・集団接種会場の開設準備等経費を2,206万5千円、接種券郵送料・支払手数料等事務経費を255万円、医療従事者のワクチン接種等経費を1,138万5千円追加するなどしました。

また、高齢者分の接種費用などについて、債務負担行為を追加しました。

## 安全・安心で、安定的な施設運営を

### 4月1日からごみ処理施設(晴丘センター)の使用料を改定します

ごみの持ち込み件数が年々増加し、受付や場内が混雑しています。新しい生活様式に沿った安全で円滑な場内移動と安定的な施設運営を図るため、晴丘センターにごみを持ち込んだ際の施設使用料を変更します。少量のごみは市の収集を利用するか、できるだけまとめて持ち込むなどのご協力をお願いします。

区分	現行の使用料	改定後の使用料
可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ	10kg当たり 200円	一律1,000円 (50kgまで。50kgを超える場合は10kg当たり200円を加算)

#### ごみ焼却炉延命化工事のお知らせ

4月1日(木)～14日(水)(予定)は、ごみ焼却炉延命化工事の影響でごみの搬入に際し、待ち時間が発生します。引越しなどのやむを得ない場合を除き、ごみの持ち込みを控えるようお願いします。

問い合わせ先/尾張東部衛生組合(晴丘センター) ☎54-1643

## 小・中規模企業者のかたへ

### 令和2年度分小規模企業等補助金の申請をお忘れなく

内 容	小規模企業などを対象にかかる費用(①人材育成、雇用確保、販路拡大、安全対策 ②新型コロナウイルス感染症の予防措置など)を補助します
補助金額	①対象経費の2分の1 ②対象経費の全額 (いずれも1事業者につき年度当たり上限5万円)
申請方法	3月31日(水)までに申請用紙、必要書類(領収書、写真など)を郵送か直接

申請・問い合わせ先/市役所産業課商工係(〒488-8666住所不要) ☎76-8132

## まずはご相談ください

### 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の廃止、失業などの理由で著しく収入が減少し、生活が困難になったなど、一定の要件を満たすかたは国民健康保険税を減免できる場合があります。

対 象 者	次のいずれかの要件を満たすかた ●新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ●新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林収入または給与収入(事業収入など)の減少が見込まれ、次の3つの要件を全て満たす世帯 ①事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上 ②前年の合計所得金額が1,000万円以下 ③減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下
申し込み方法	3月31日(水)までに申込書を郵送(必着)か直接
そ の 他	●減免対象となる国民健康保険税は令和元年度分と令和2年度分で、令和2年2月1日～3年3月31日に納付期限が設定されているもの●既に納付したものは還付または充当

申し込み・問い合わせ先/市役所保険医療課国保年金係(〒488-8666住所不要) ☎76-8151